

FASB の新しい信用損失基準 に関するよくある質問集 (FAQ)

No. US2019-02
April 4, 2019

目次:

背景.....	1
CECL モデル.....	2
契約期間.....	6
合理的かつ裏付け可能な期間.....	7
担保付金融資産.....	10
担保保全条項によって担保され る金融資産.....	11
後発事象.....	13
オフバランスシートの信用エク スポージャー.....	15

要約

会計基準アップデート(ASU)2016-13「金融商品-信用損失」は、米国証券取引委員会 (SEC)ファイリング企業の定義を満たす 12 月決算の公開事業会社 (public business entities: PBE) について、2020 年 1 月 1 日に発効します。この基準の公表以降、多くの適用上の論点が提起されてきました。その論点は、信用損失に関する移行リソース・グループ (TRG)、米国財務会計基準審議会 (FASB) 会議、米国公認会計士協会 (AICPA) の業種別専門会議、FASB スタッフの Q&A 集、SEC スタッフのスピーチその他を含む様々なフォーラムで議論されてきました。

本 In depth は、信用損失ガイダンスの適用に関するよくある質問を取り上げるシリーズの 1 回目です。

背景

ASU2016-13「金融商品-信用損失 (Topic326)」は、現在予想信用損失の見積りに基づいて、特定の金融商品の信用損失を認識するための新しい会計モデルを導入しています。現在予想信用損失 (CECL: current expected credit loss) モデルは、償却原価で測定される金融資産 (満期保有の負債証券を含む)、正味リース投資、特定のオフ・バランスの信用エクスポージャーを含む、幅広い金融商品に適用されます。売却可能 (AFS) の負債証券は CECL の対象外ですが、ASU2016-13 は AFS の減損モデルにいくつかの特筆すべき変更を加えました。新しいガイダンスの広範な適用範囲を考慮すると、金融サービス会社と一般事業会社の両方が影響を受けることになります。

会計基準コード化体系 (ASC) 326 は、SEC ファイリング企業に該当する公開事業会社 (PBE) については、2019 年 12 月 15 日より後に開始する事業年度および当該事業年度に含まれる期中報告期間に適用されます。その他の PBE には、1 年の猶予があります。PBE 以外 (特定の非営利事業体および従業員給付制度を含む) には、2 年の猶予があります。当基準の早期適用は、すべての企業について、2018 年 12 月 15 日より後に開始する事業年度および当該事業年度に含まれる期中報告期間から認められています。

以下の Q&A は、ASC 326 の適用を支援することを目的としたものです。

CECLモデル

現在予想信用損失(CECL)は、貸倒引当金を決定する際に、割引キャッシュ・フロー、損失率、ロール・レート、債務不履行確率(PD)/債務不履行時損失率(LGD)、その他の方法を含む多様な手法を使用することを認めています。

CECLは、金融資産について回収が見込まれる純額を表示するために、金融資産の償却原価ベースから貸倒引当金を控除することを要求しています。償却原価ベースは、資産が組成または取得された金額に、該当がある場合は経過利息、ディスカウントの増価またはプレミアムの償却、純線延報酬またはコスト、現金回収、直接償却、外貨換算調整、およびヘッジ会計の調整を、調整した金額として定義されます。

Q 1-1: 割引キャッシュ・フロー法以外の方法を用いて、予想信用損失を見積る場合、企業は、まだ発生していない将来の利息/利払いについて貸倒引当金を計上すべきでしょうか。

A 1-1: いいえ、企業は、割引キャッシュ・フロー以外の方法を用いて予想信用損失の見積りを行う場合には、(未償却のディスカウント/プレミアムに関連しない)まだ発生していない将来の利息/利払いを考慮すべきではありません。この論点は、信用損失に関する移行リソース・グループ(TRG)の2018年6月11日の会議で議論されました。

特定の金融商品は、利息の支払いを繰り延べまたは留保(capitalized)して、後日支払うことを認めている、あるいは要求しています。場合によっては、この繰り延べられた利息は実質的に貸付金の額面価額または元本の一部となる可能性があります。(留保されるか経常的に支払われるかにかかわらず)経過利息/利払いは、時間の経過によってはじめて法的な支払義務が発生します。

額面で発行され、将来の利息/利払いの発生がなお見込まれている(場合によっては、留保される可能性もある)金融資産について、債務不履行時に支払義務のある金額は、額面金額とその時点までの経過利息です。借手は、貸手に対して、まだ発生していない利息/利払いを支払う義務を有しておらず、元本残高にその時点までの経過利息を加えた額以上の金額を返済する義務を負いません。これは、貸手が借手の債務不履行に際して額面または元本を法的に受け取る権利を有する場合のディスカウントとは異なります。したがって、企業は、予想信用損失を見積る際に、将来の予想される利息/利払い(例えば、将来留保される利息の見積額)を考慮すべきではありません。

Q 1-2: どのタイプの金融商品が、ASC326-20-30-10におけるゼロの予想信用損失の例外に適切となりますか。

A 1-2: CECLは、企業に対して、たとえ予想される信用損失のリスクがほとんどない場合(remote)であっても、金融商品の貸倒引当金を見積り、認識することを要求しています。しかし、CECLは、企業に対して、過去の情報を現在の状況および合理的かつ裏付け可能な予測について調整した結果、すべてのシナリオで予想信用損失がゼロになる場合には、金融商品または金融商品プールについて予想信用損失を測定することを要求していません。このような状況では、債務不履行のリスクはゼロよりも大きくなる可能性はありますが、予想損失の金額はゼロです。ASC326-20は、償却原価ベースの不払いリスク(すなわち、債務不履行時損失)がゼロであるという期待を生じさせる可能性のある資産の例として、米国国債を用いており、これは、信用力の高い国家(sovereign)主体が国債を明示的に保証しており、信用損失が発生していない長い歴史があることを前提としています。しかし、FASBは、これ以外に予想信用損失がゼロになる可能性のある資産のリストを提供していません。基準の上記の例はゼロの予想信用損失の「例外」に高いハードルを設けており、このような状況が頻繁に発生することは見込まれません。

企業は、特定の資産または資産プールについてゼロの損失見積りを裏付けることが可能かどうかを決定するために、判断を用いて特定の事実および状況を検討する必要があります。企業は、仮に借手が債務不履行に陥った場合においても、金融商品の償却原価ベースの不払いがゼロになることを裏付ける必要があります。

当該和訳は、英文を翻訳したものですので、和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、英文の原文を参照していただくようお願いいたします。

通常、社債が高格付債券であったとしても、いくらかの損失のリスクはあるため予想信用損失がゼロの要件を満たすことはないでしょう。その特定の企業に債務不履行や不払いの実績または見込みがないとしても同様です。

現時点の事実および状況に基づき、PwCの見解として、Ginnie Mae (GNMA)、Fannie Mae (FNMA)、Freddie Mac (FHLMC) が保証するパススルー型モーゲージ担保証券は、CECLの下では予想信用損失がゼロの要件を満たすと考えられます。この結論に達する際に考慮した要因には、ゼロの信用損失の長い歴史、米国政府による明示的な保証(ただし、FNMAおよびFHLMCの有価証券に限る)、および、利回りはリスク・フリーではないものの、通常、期限前償還および流動性リスク(信用リスクではなく)についての市場の見通しに基づいて取引されていることが含まれます。

担保の存在は、それ自体は、償却原価ベースの損失がゼロであるという仮定を裏付けるものではありません。担保で保証されている金融資産について、企業は、担保維持の実務上の便法を適用しない限り、現時点の担保価値が償却原価ベースを上回っているという理由だけで予想信用損失をゼロとみなすことはできません。企業は、担保価値の将来起こり得る変化、および類似の担保で保証されている金融資産についての過去の損失の経験を考慮する必要があります。担保維持条項が付されている金融商品について、企業は、(要件を満たす場合には)担保維持の実務上の便法の適用を検討することができます。

その他の金融資産について、企業は、予想信用損失の見積りにあたって、金融商品の関連する事実および状況を考慮しなければなりません。以下は、企業がゼロの信用損失の予想が裏付け可能かどうかを決定する際に考慮に入れることが可能な定性的要素の一部です。

- 金融商品の条件と構造
- 格付機関による信用格付
- 過去の格下げ経験
- 過去の信用損失(現在の状況および合理的かつ裏付け可能な予測について調整後)。これには、ストレス期間(例えば、金融危機時)の信用損失も含まれる。
- 信用力の高い国家主体または政府機関による明示的な保証
- 金利または収益率(リスク・フリー・レートとして認識されているか、またはリスク・フリー・レートとの差異がある場合は信用リスク以外のリスクに関する差異であるか)
- 発行体が国家主体である場合、自国通貨を印刷する能力、および自国通貨が「準備通貨」と見なされるか否か(すなわち、通貨が日常的に中央銀行によって保有され、国際商取引において使用され、一般に準備通貨と見なされているか)
- 国の政情不安と財政上の懸念

これらの要因は、すべてを網羅しておらず、また決定的とみなされる単一の要因でもありません。金融商品の償却原価ベースの不払いについての企業予測がゼロかどうかを決定するためには、複数の要因を組合せて考慮し、判断を用いる必要があります。

企業は、ゼロの予想信用損失に適格となる可能性のある資産の分析を継続的に更新し、現在の状況の変化および将来の状況に関する合理的かつ裏付け可能な予測の変化(例えば、政府の財政上の懸念の高まり)を考慮して結論を再検討しなければなりません。事実または状況が変化した場合、従来は損失ゼロの取扱いに適格であった資産が、もはや適格ではなくなる可能性があります。

Q 1-3: 割引キャッシュ・フロー法以外の方法、例えば、債務不履行確率法などを使用する場合、企業は、選択したインプットまたは期待キャッシュ・フローもしくは割引キャッシュ・フローを、報告日以外の日付まで割り引くことができますか。

A 1-3: このトピックは、2018年11月1日のTRG会議で議論されました。利害関係者は、

ASC326-20に基づいて信用損失を見積もるために、企業が他の目的(例えば法定財務報告)のために維持しているインプットやその他のデータを使用することができれば、コストや労力の削減となるだろうと指摘しました。例えば、パーゼルⅢのルールでは、債務不履行時損失を計算する目的のために、回収額を受領日から債務不履行日まで割り引くことが求められています。

FASBスタッフは、企業が貸倒引当金の測定に用いるために期待キャッシュ・フローを割り引く場合、割引の影響については、債務不履行日などのような別の日ではなく、報告日現在で測定しなければならないであろうと指摘しました。FASBは、2018年11月7日の会議において、ASC326-20が報告日以外の日までのインプットの割引を禁止することに合意しました。したがって、パーゼルⅢルールのために維持されている債務不履行時損失データは、ASC326-20に基づく信用損失の見積りに使用するために調整を行う必要があります。

信用損失の見積りのために割引を行う場合、通常、ASC326-20-30-4に従って見積もられたキャッシュ・フローの全部(元本および利息)を割り引く必要があります。PwCの見解として、元本の回収が見込まれない金額を報告日まで割り引くことによって、予想信用損失を算定することは適切でないと考えています。

場合によっては、貸借対照表日における担保の公正価値の見積り(これは、信用損失の見積りの決定における重要な考慮事項となる可能性がある)において、担保の予想将来キャッシュ・フローを割り引くことが必要となる場合があります。我々は、これは適切であり、特定のインプットのみを割り引くことと同じではないと考えています。

Q 1-4: 予想信用損失を見積る際には、契約期間を超えた経済状況の予測やその他の情報を考慮しなければなりませんか。

A 1-4: 状況に応じて異なります。契約期間を超えた合理的かつ裏付け可能な情報は、契約期間にわたる貸倒引当金を設定する際の企業の見解に関連する範囲で考慮されなければなりません。この論点は、2018年11月1日のTRG会議で議論されました。例えば、銀行が、3年で完成する予定の商業不動産開発プロジェクトの資金調達のために、1年ローンで組成すると仮定します。プロジェクトで開発される資産は、主要な担保であり、また、ローンの返済に充てられる予定の資金源です。このような状況において、借手は、1年ローンの満期時に、当初融資を組成した銀行のローンを借り換えるか、または別の貸手から資金を調達するかが必要となる可能性が非常に高くなります。

ASC326-20-30-6は、個々の貸出レベルで、不良債権のリストラクチャリング(TDR)について合理的な予測を有している場合を除き、企業が信用損失を見積る際には条件変更や延長を考慮すべきではないと示唆しています。当該ガイダンスを踏まえ、PwCは、TDRについての合理的な予測を有している場合を除き、企業は、借手がローン残高のない別の貸手から借換える能力をモデル化しなければならないと考えます。ローンを借換える借手の能力は、当該開発プロジェクト期間中の経済状況に関する貸手の予測に基づく可能性が高くなります。ASC326-20-30-7のガイダンスに基づき、借換える能力は1年ローンのキャッシュ・フローの回収可能性に直接影響を与えるため、貸手は、この情報を予想信用損失モデルに組み入れるべきであると我々は考えています。

企業が、借手とのTDRの実施を合理的に予測している場合、予想信用損失の見積りではTDRの影響を考慮すべきであり、これには予想される譲歩や期間延長が含まれます。

Q 1-5: 企業は、CECLの下で、予想信用損失の見積りを定性的な要素について調整することができますか。

A 1-5: はい、できます。企業は、過去の情報、現在の状況、合理的で裏付け可能な予測に基づいて、信用損失の見積りを行わなければなりません。企業の定量的なモデルや過去のデータが、現在の状況や企業の合理的で裏付け可能な予測などの要素を捉えない場合には、その範囲において、見積りが全体として合理的になるよう、定性的な調整を通じてこれらの要素を取り込まなければなりません。定性的な調整の裏付けを含む、企業の見積りの文書化は、財務報告に係る内部統制の重要な要素となります。

2018年度の米国公認会計士協会(AICPA)の銀行・貯蓄機関に関する全国会議において、連邦準備制度理事会の主任会計官は、定性的要素はCECLの下で依然として目的適合性があることを確認しました。しかし、同主任会計官は、検査官は、2006年の「貸倒引当金およびリース損失引当金に関する政府機関共同政策綱領(Interagency Policy Statement)」に詳述されている定性的要素であっても、銀行が定量的要素の中でこれらの定性的要素を考慮していることを立証できる場合、調整を要求しないと指摘しました。さらに、銀行に対して、CECL適用開始後に使用する定性的な調整と現行の発生損失モデルで使用している定性的な調整との、差異の説明(reconcile)を要求しないとしています。

信用損失の見積りを行う際、企業は、SEC職員会計公報(SAB)第102号「特定の貸倒引当金の計上方法および文書化に関する問題」のガイダンスを考慮しなければなりません。このガイダンスは、新しい信用損失モデルの影響を反映するためにアップデートされています。

Q 1-6: 過去の年間損失率に金融資産の残存契約期間を乗じて、これを資産(または資産プール)の償却原価ベースに適用することは、CECLにおける貸倒引当金を見積もるための許容可能な方法ですか。

A 1-6: 貸倒引当金を見積るために過去の年間損失率だけを使用することは、CECLの下では適切ではない可能性があります。過去の年間損失率の使用は、経営者の現在の経済状況に関する見通しまたは将来の経済状況に関する予測を適切に反映しない可能性があります。むしろ、過去の損失データは、CECL引当金を見積る多くの要素のなかの1つとして使用するべきです。

Q 1-7: 加重平均残存期間(WARM)法は、CECLの貸倒引当金を見積るための許容可能な方法ですか。

A 1-7: WARM法は、ASC326-20の下で比較的複雑でない金融資産プールの貸倒引当金の見積りに使用できる多くのモデルの1つです。この方法は、FASBスタッフのQ&A集(FASBのウェブサイトですぐ入手可能)で説明されています。

WARM法は、過去の損失情報を用いて決定される平均年間償却率(charge-off rate)を使用することにより、見積り予想信用損失の定量的な計算を単純化したものです。貸借対照表日における見積り予想信用損失を計算するために、WARM法は、企業に対し、年間償却率に、金融資産プールの残存契約期間にわたる当該プールの見積り償却原価ベース(期限前償還について調整後)を乗じることを要求しています。

一般的に、予想信用損失の定量的な計算にWARM法を用いるだけでは十分ではありません。この方法による仮定の単純化を補足するために、通常、定性的な調整が必要になります。例えば、平均償却率は、経営者の現在の経済状況に関する見通しまたは将来の経済状況に関する予測を適切に反映しない可能性があります。さらに、その他の問題として、過去の損失データの欠如、予測可能なパターンのない損失、現在のプールと過去のプールの著しい相違、プールにおける貸付金の件数が少数である、または、経済環境の変化などが存在する可能性もあります。FASBスタッフのQ&A集では、これらの検討事項を反映させるために定性的な調整が必要になる可能性を示しています。

WARM法を使用する場合には、追加の検討事項が必要になる可能性があります。資産の残存年数の各年において生じる損失が同じパターンでないことを示す損失プロファイルのある金融商品については、季節性やその他の要素を考慮するための調整が必要になる可能性があります。さらに、過去の損失情報が貸付金の「オープン」プール(および、FASBスタッフのQ&A集でいえば、貸付金が増加するプール)から収集されている場合、信用損失の見積りは既存の資産(すなわち「ラン・オフ」の資産)のみを考慮しなければならないため、追加的な調整が要求される可能性があります。なお、資産の性質および種類によっては、その他の要素または検討事項が存在する可能性にも留意しなければなりません。

WARM法の使用を検討している企業にとって、WARM法の定性的な修正を見積りに含め、その裏付けを行うことの複雑さは、この単純化された定量的アプローチを使用する便益を上回る可能性があります。

Q 1-8: 未収税金はCECLの範囲に含まれるでしょうか。

A 1-8: 状況によって異なります。未収税金が金融資産とみなされる場合には、ASC326-20のCECLの範囲に含まれます。たとえば、ある企業が州から税金の還付を受けるものの、その州は現金が不足している場合を想定します。結果的に州は、企業に一定期間にわたる分割払いの手形で還付することに同意します。この受取手形は、CECLの対象となる金融資産となるでしょう。

繰延税金資産は金融資産とはみなされず、CECLの対象とはなりません。

Q 1-9: 企業は、CECLの対象となる債権の債務者に対する別の持分投資に持分法会計を適用した結果として、当該債権に損失を配分している場合があります。予想信用損失の見積りは、持分法による損失の配分の前に計算しますか、配分後に計算しますか。

A 1-9: 貸倒引当金は、ASC323に基づき持分法による損失を配分した後に見積もります。持分法による損失が投資の償却原価ベースを調整することから、当該損失は最初に配分します。ASC326-20-30-4およびASC326-20-30-5は、貸倒引当金に金融資産の償却原価ベースに関する予想信用損失を反映させることを要求しています。

契約期間

CECLは、企業に対し、金融資産の契約期間にわたる予想信用損失の見積りを要求しています。ガイダンスはまた、期限前償還を考慮しなければならないと規定していますが、延長、更新、条件変更については考慮してはなりません(不良債権のリストラクチャリング(TDR)に関して合理的な予測がある場合を除く)。

Q 2-1: 企業は、クレジットカード債権の残存期間をどのように見積もるべきでしょうか。

A 2-1: 2017年6月12日のTRG会議では、クレジットカード債権の残存期間をどのように見積もるかについて議論が行われました。TRGは、将来の弁済が未払残高にどのように割り当てられるかを決定する際に、将来のクレジットカードの活動(すなわち、未融資の与信枠の将来の引出し)をどのようにみなすかべきかについて議論しました。TRGは、2つの見解、すなわち(1)将来の見積弁済額を、現時点の未払残高(または、未払残高の構成要素)に最初に割り当てる方法(FIFOアプローチ)、または、(2)将来の引出額を予測して、「2009年クレジットカード説明責任・責務・開示法が要求している、将来の見積弁済額を、将来の見積残高(および、見積残高の構成要素)に一定の優先順位で割り当てる方法」と同様の割り当て方法を検討しました。これらのいずれの方法も、クレジットカード契約に関連する未融資の与信枠が発行企業によって無条件に解約可能である場合の、現在の未払残高に適用できるでしょう。

同じ会議において、クレジットカード債権に係る将来の弁済をどのように見積もるべきかに関する質問が提起されました。TRGメンバーは、将来の弁済は、(1)「口座レベル」(すなわち、個人の借手から受け取ることが予想される全ての弁済)で見積もり、これには、将来の引出額に関する弁済も含まれる、あるいは、(2)測定日現在の未払残高に関連する将来の弁済部分のみを見積もる、のいずれかが可能であると述べました。

2017年10月4日のFASB会議において、FASBは、将来の弁済の割当および算定にこれらの手法の組合せが許容されると判断しました。FASBは、CECLモデルは、予想信用損失を見積もるために用いる手法の種類に柔軟性をもたせていると指摘しました。その結果、クレジットカード債権の残存期間を見積もるために、さまざまな手法を用いることが可能で、これは、支払がどのように割り当てられるかの決定に影響されます。FASBは、選択した手法は各期に首尾一貫して適用されるべきであり、金融資産の予想信用損失の忠実な見積りを表すものでなければならないと指摘しました。

PwCの見解として、FASBが提供したクレジットカードに関するガイダンスは、財またはサービスを頻繁かつ反復的に購入している顧客に対する売上債権の残存期間を決定する場合など、その他の状況においても有用である可能性があります。

Q 2-2:「内部借換え」がCECLの下での期限前償還に該当するかどうかを判断するために、ASC310-20の貸付金の条件変更に関するガイダンスを使用しなければなりませんか。

A 2-2: 特定の種類の貸付金では、同一の貸手からの満期前の借換えが一般に行われています。これは契約の条件変更による場合も新規貸付金の組成による場合もあり、その受取金は既存の貸付金の返済に充てられます。これらは「内部借換え」と呼ばれることもあります。これらの事象が期限前償還とみなされる場合には、金融商品の予想残存期間が短くなるため、CECLモデルに基づく予想信用損失の見積りの中で考慮しなければなりません。なお、「内部借換え」がTDRとみなされる場合を除き、内部借換えは、契約上の満期を超えて金融商品の残存期間を延長することはありません。

この論点は、2018年6月11日のTRG会議で議論されました。信用損失基準は、何が期限前償還に該当するかについて具体的なガイダンスを提供していません。FASBは、同一の貸手からの借換えが予想信用損失を見積もる目的上の期限前償還に該当するかどうかを決定するにあたり、企業は、ASC310-20-35-9から35-12までの貸付金の条件変更に関するガイダンスを用いることを要求されないものの、特定の事実および状況を考慮して、当該ガイダンスの使用が期限前償還を決定するために適切な基礎を示すと認められる場合、当該ガイダンスの使用は妨げられないことを、明確にしました。

PwCは、企業が内部借換えが予想信用損失を決定する目的上の期限前償還とみなされるかどうかを決定するために、合理的で理にかなった首尾一貫した手法を適用しなければならないと考えています。

Q 2-3: 企業は要求払い貸付金の残存期間をどのように見積もるべきですか。

A 2-3: 要求払い貸付金とは、一般的に、貸手が要求した時点で返済が求められる貸付金のことです。いつでも返済が要求される可能性があるため、貸付金の残存期間は、貸手が返済を要求した場合に、借手が貸付金を返済しなければならない期間とみなされます。例えば、貸手の要求時に借手の貸付金の返済期間が30日の場合、貸付金の残存期間は、予想信用損失を見積もる目的上、30日とみなされます。

その結果、企業が要求払い貸付金に対するCECL引当金を決定する場合、企業は、現時点で貸付金の支払いを要求した場合の借手の返済能力を考慮しなければなりません。引当金を決定する際に企業が考慮すべき要素には、過去のデータ、現在の経済状況および将来の経済状況が含まれます。貸手が借手との間でTDRを実行する合理的な予測がある場合には、TDRの影響（貸付金の残存期間への影響を含む）を考慮しなければなりません。貸付金の期限前償還の原因が借手による貸付金の借換えである場合の考慮事項については、Q 1-4の説明もご参照ください。

合理的かつ裏付け可能な期間

CECLの下で、企業は（期限前償還を考慮した後の）全期間の予想信用損失を見積もり、この見積りに達するために合理的に入手可能なすべての情報を利用することが要求されます。その際、企業は、資産の残存期間にわたって経済予測を行う必要はありません。企業は、この見積りに到達するために、合理的で裏付け可能な予測と、過去の損失情報への立ち戻り(revert)を組み合わせて用いることもできます。

予測を行うにあたり、企業は、過去のデータを、現在の状況および合理的かつ裏付け可能な予測について調整して使用することが求められます。ASC326-20には、合理的で裏付け可能な予測期間の長さや、それをどのように決定すべきかについての規範的なガイダンスは含まれていません。経営者が合理的で裏付け可能な予測を行うことできる期間を超えた期間について、ASC326-20は、企業は個別のインプットのレベルまたは全体の見積りレベルのいずれかで、未調整の過去の損失情報に立ち戻らなければならないと述べています。さらに、ASC326-20は、企業が過去のデータに立ち戻るための手法として、即時(immediately)、または、線形(straight-line)ベースもしくはその他の合理的かつ規則

的な手法を用いることを認めています。

企業が予測できる期間、立ち戻りを行う期間と立ち戻りの手法、および「立ち戻る先」の過去の損失情報は、すべて重要な判断を必要とする要素です。

Q 3-1: 企業は、合理的で裏付け可能な予測を行うことができず、過去のデータのみ依存するしかないと主張することはできますか。

A 3-1: いいえ、できません。CECLは、企業に対し、金融商品の存続期間にわたる予想信用損失を見積るために、過去データを、現在の状況および合理的で裏付け可能な予測について調整して使用することを要求しています。合理的で裏付け可能な予測を行うことができる期間を超える期間についてのみ、企業は未調整の過去の損失情報に立ち戻ることができます。企業によっては、他の企業よりも長期間にわたり合理的で裏付け可能な予測を行うことができる場合がありますが、企業が、予測を行うことができないため過去の損失情報のみを使用するという主張は認められません。

合理的で裏付け可能な期間の選択は、会計方針の決定ではなく、会計上の見積りを構成する1つの要素です。期間の長さの決定は判断を要し、経済状況や信用損失の予測の基礎となるデータの入手可能性も考慮に含めなければなりません。このプロセスは、首尾一貫して規則的に適用すべきです。マクロ経済の状況等の要因の変化により、合理的で裏付け可能な期間は変化する可能性があります。考慮した要因および適用した判断については、適切に文書化しなければなりません。

Q 3-2: 企業は、異なるポートフォリオについて、異なる合理的で裏付け可能な予測期間を使用することはできますか。

A 3-2: はい、できます。合理的で裏付け可能な予測期間の長さは、企業が経済状況および予想損失を予測する能力に基づく判断です。合理的かつ裏付け可能な予測期間は、例えば、信用損失の見積り、予測情報の利用可能性、または当該情報がカバーする期間を導き出す要因が異なる場合には、金融商品の間で異なる可能性があります。

企業は、ポートフォリオについて予測を行うために選択された情報を評価する際に、入手可能な情報がカバーする期間を考慮しなければなりません。企業は、経済に関する仮定を含め、使用する情報が評価対象のポートフォリオにとって目的適合性があることを確認する必要があります。例えば、米国の失業率は、欧州地域のローン・ポートフォリオと関連していない可能性があります。あるいは、住宅価格指数は、一部の資産のみにとって重要な仮定かもしれません。異なる経済的予測は、異なる資産に関連する可能性があるため、状況によっては、合理的かつ裏付け可能な予測期間の長さが、企業間またはある企業内の資産ポートフォリオ間で異なる場合があります。

企業は、さまざまな資産のポートフォリオの経済予測の基礎となる仮定が、(適切な場合には)他の仮定と互いに整合しているかどうか、また、特に、異なる仮定に異なる情報源を用いている場合、将来の経済状況に関する一般的な見解を反映しているかどうかを考慮しなければなりません。

Q 3-3: 企業が合理的で裏付け可能な予測期間を決定する際に考慮すべきその他の検討事項は何ですか。

A 3-3: 合理的かつ裏付け可能な予測期間を含むCECLの引当金は、判断を伴う見積りです。合理的で裏付け可能な予測期間の選択には明確な線引きはなく、このことが判断の複雑性を増加させています。見積りは、過大な費用と労力をかけずに貸借対照表日付現在で企業が合理的に入手できるすべての関連性のあるデータを反映しなければなりません。

合理的で裏付け可能な期間を決定するための企業のプロセスは、規則的な方法で首尾一貫して適用すべきであり、SAB第102号のガイダンスと整合するように適切に文書化しなければなりません。企業は、合理的かつ裏付け可能な予測期間の決定を裏付けるとともに、考慮した要因および適用した判断を文書化することが期待されています。

実際の経済状況は、予期せぬ事象(例えば、財政または金融政策の実行)が生じる場合

があるため、結果として企業の予測と異なる可能性があります。予測期間を長くすればするほど、実際の状況が予測と異なる可能性が高くなります。したがって、予測された経済状況の正確性は、必ずしも、企業の予測プロセス(予測期間の長さを選択する判断を含む)の品質を表す有効な指標ではありません。しかし、短期的な予測から結果が著しく乖離している場合、予測プロセスの不備を示す指標となる可能性があります。

企業内で用いる主要な経済条件の仮定は、関連する各見積りを通じて首尾一貫していることが求められます。したがって、企業は、企業内の他の予測見積りに用いている将来の経済状況の仮定が、信用損失の見積りと関連性がある場合(例えば、公正価値の決定、のれんの減損の評価、事業計画や予算策定に用いられる予測)、これらも考慮しなければなりません。企業は、仮定間に相違がある場合にはその説明を行えるように、適切な裏付けを示す文書を備えなければなりません。

企業は、予想信用損失の見積りの合理性を全体として裏付ける必要があります。予測期間の長さは、貸倒引当金の見積りに寄与するその他のすべての判断(例えば、予測手法、立ち戻手法、「立ち戻先」として使用される過去の損失情報)と「並行して行う」判断になります。信用損失の見積りの各構成要素は、それぞれの関係を考慮し、また全体的な見積りの観点から評価しなければなりません。全期間の予想信用損失の全体的な見積りは、合理的である必要があります。

Q 3-4: 企業の予想信用損失の合理的かつ裏付け可能な予測を行う際に、複数の経済シナリオを確率加重することは必須ですか。

A 3-4: いいえ。ASC326-20のCECLモデルは、企業に対し、予想信用損失の合理的かつ裏付け可能な予測を行う際に、複数の経済シナリオを確率加重することは要求していませんが、一方でこれを妨げていません。CECLは、企業が予想信用損失を見積もるために用いる方法に柔軟性を与えています。

企業は、単一の経済シナリオを使用することにより、CECLの目的を達成することができる場合もありますが、一部の企業は、信用リスクの非線形性などの要素を捕捉するために、複数のシナリオを確率加重することが適切と判断する場合もあるでしょう。経営者は、企業およびポートフォリオの事実および状況に基づいて、適用すべき適切な見積方法を決定するために判断を適用しなければならず、また、合理的かつ裏付け可能な予測および全体としての信用損失の見積りの両方を裏付けることができなければなりません。

Q 3-5: 合理的かつ裏付け可能な予測期間の長さを裏付けるために必要な統計上の信頼水準はありますか。

A 3-5: CECLガイダンスは、合理的かつ裏付け可能な予測期間を裏付けるために、企業が特定の統計上の信頼水準を設定することを要求していません。しかし、企業は、合理的かつ裏付け可能な期間の選択(および、企業の予想信用損失の見積全体)を裏付けることが要求されます。また、要求事項ではありませんが、企業は、合理的かつ裏付け可能な予測期間の設定に関する決定を裏付けるために、過去の予測の正確性を考慮することができます。

Q 3-6: 企業は、過去の合理的かつ裏付け可能な予測期間の「バック・テスト」を実施することが求められていますか。

A 3-6: いいえ。バック・テストはCECL基準では要求されていませんが、信用損失の見積りの要素をバック・テストすることは有用である可能性があります。

将来の経済状況の予測をバック・テストすることと、予想信用損失の見積りの要素をバック・テストすることには、重要な違いがあります。企業による予想信用損失の見積りと実際に発生した損失の比較は、見積りに不確実性が含まれるため、それほど大きな価値がない可能性があります。しかし、PwCは、企業の予想信用損失の見積りプロセスにおけるさまざまな要素の中には、バック・テストによる評価が有効なものがあると考えます。これには、例えば、経済予測の変化に対するモデルの感応性や、経済状況と信用損失との相関関係の評価があります。

Q 3-7: 企業は、各報告日において合理的かつ裏付け可能な予測期間を再評価しなけれ

ばなりませんか。

A 3-7: はい。企業は、各報告日において、合理的かつ裏付け可能な予測期間、および信用損失の見積りに適用されるその他のすべての判断の適切性を検討しなければなりません。企業は、合理的かつ裏付け可能な予測期間の変更を示す可能性のある裏付け情報の変化を考慮する必要があります。例えば、裏付け情報の出所または裏付け情報がカバーする期間の変化によって、企業は、合理的かつ裏付け可能な予測期間の長さを変更することになる可能性があります。

企業は、合理的かつ裏付け可能な期間の継続的な評価を支援するためのプロセスおよび関連するコントロールを開発しなければなりません。

Q 3-8: 合理的かつ裏付け可能な予測期間を超える場合に「立ち戻る先」の過去の損失情報を決定する際に、企業は何を考慮しなければなりませんか。

A 3-8: CECLは、合理的かつ裏付け可能な期間を超える場合に、企業が立ち戻る先の過去の損失情報の選択に、柔軟性を提供しています。合理的かつ裏付け可能な予測期間を超える期間に関しては、不確実性が増加し精度が低下するところ、立ち戻りは、企業が当該期間の予想信用損失の見積りをゼロとしないことを保証する「バックストップ」として一定の機能を果たします。

ASC326-20-30-9を適用する際に、立ち戻る先として企業が選択する過去の損失情報は、企業が予想信用損失の最善の見積りを行うという目的から、将来どのような経済状況になる可能性が高いかの企業の見通しにも影響を受ける可能性があります。

立ち戻る先として選択した過去の損失情報は、合理的かつ裏付け可能なものでなければなりません。さらに企業は、選択した立ち戻るための技法(例えば、即時、または、線形ベースもしくはその他の合理的で規則的な基礎に基づく方法)を裏付ける必要があります。これは、企業の見積りで行われた他のすべての判断との関係で、また見積り全体の観点で評価しなければなりません。この評価は、企業のプロセスおよび関連するコントロールの裏付けを伴って、継続的に実施しなければなりません。

Q 3-9: 企業は、立ち戻りを行う期間に使用する過去の損失情報を、現在のあるいは予想される経済状況について調整できますか。

A 3-9: いいえ、調整できません。ASC326-20で説明されている立ち戻りのガイダンスを使用する場合、立ち戻りを行う期間に使用する過去の損失情報は、現在の経済状況や将来の経済状況の予測に対して調整することはできません。しかし、当該ガイダンスは、立ち戻りが合理的かつ裏付け可能な予測の一部である(かつ、ASC326-20で具体的に説明されている立ち戻りのガイダンスに関連しない)場合、企業が立ち戻って使用するデータを調整することを妨げていません。例えば、企業は、経済データが過去の水準と同等の水準に戻ると予測している場合、合理的かつ裏付け可能な予測の一部として、そのような予測を含めることができます。

担保付金融資産

担保付金融資産については、貸倒引当金の当初の測定方法にかかわらず、企業が差押え(foreclosure)の可能性が高い(probable)と判断した場合、CECLは、企業に対して、担保の公正価値に基づいて予想信用損失の見積りを行うことを要求しています。これは、信用損失の計上が実際に差押えが生じるまで遅れることを防ぎます。差押えの可能性が高い場合、ASC326-20は、企業が担保付金融資産に関する実務上の便法を選択することを認めており、この選択を行った場合も、見積信用損失は担保の公正価値に基づいて決定されます。当該金融資産に対する実務上の便法は、(1)借手が財政難に陥っている場合で、かつ(2)返済が実質的に担保の売却または運用により行われることが見込まれる場合に適用することができます。差押えの可能性が高い場合、または担保付金融資産に関する実務上の便法を用いる場合のいずれにおいても、予想信用損失の見積りは、貸借対照表日現在の担保の公正価値と当該資産の償却原価ベースとの差額に基づいて

当該和訳は、英文を翻訳したものですので、和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、英文の原文を参照していただくようお願いいたします。

行われます。

担保付金融資産の差押えの可能性が高いとき、または担保付金融資産に関する実務上の便法を使用する場合で、返済が担保の売却に依存する場合は、引当金を測定するために使用される公正価値は、売却コストについて調整しなければなりません。

Q 4-1: 企業は、当初評価後に、担保付金融資産の差押えの可能性が高くなったかどうかを再評価しなければなりませんか。

A 4-1: はい、企業は、各報告日における信用損失の見積りを再評価しなければなりません。これには、差押えの可能性が高いかどうかを再評価することが含まれるでしょう。

差押えの可能性が(以前は高かったが)もはや高くなかった場合には、企業は、信用損失を見積る別の手法を適用しなければなりません。別の手法には、担保付金融資産の実務的な便法も含まれます(借手の状況が選択の要件を満たしている場合に限る)。

Q 4-2: 企業は、当初評価後に、担保付金融資産の実務上の便法の選択を再評価しなければなりませんか。

A 4-2: はい。実務上の便法を用いる企業は、担保付金融資産が各報告日においても引き続き実務上の便法の要件を満たしているかどうかを再評価しなければなりません。もはや担保付金融資産の実務上の便法の要件を満たさなくなった場合、企業は別の手法を用いて信用損失を見積ることが要求されます。

また、差押えの可能性が高まった場合には、企業は、担保の公正価値を用いて予想信用損失を見積ることが要求されます。

Q 4-3: 差押えの可能性が高くなったときや実務上の便法を用いて担保付金融資産の信用損失を測定する場合、どのようなコストが「売却コスト」とみなされますか。

A 4-3: 「売却コスト」は、ASC326で定義されている用語ではありません。そのため、PwCの見解としては、ASC360のガイダンスを使用すべきと考えます。ASC360は、売却コストは売却取引に係る増分直接コストであり、売却取引から直接生じ、売却取引に不可欠なコストを表すと述べています。売却コストは、企業が売却の意思決定をしなければ、発生しなかったであろうコストです。

売却コストは、担保の性質によって異なりますが、一般的には、担保の法的所有権が移転可能となる前に負担しなければならない弁護士費用、仲介手数料、契約手数料が含まれます。売却コストは、通常、担保が売却目的で保有されている間の保険料、固定資産税、セキュリティ、公共料金など、保有に係るコストを含みません。

担保維持条項によって保証される金融資産

CECLは、担保の公正価値が変動した場合に担保の量が継続的に調整される条項がある場合に、当該担保で保証されている資産に対して実務上の便法を提供しています。このような契約において、報告企業は、貸借対照表日現在の担保の公正価値を資産の償却原価ベースと比較することにより、予想信用損失を見積ることができます。担保の公正価値が償却原価と同じまたは償却原価を上回る場合、報告企業は、予想信用損失は存在しないと判断することができます。

実務上の便法の使用が適切であるかどうかを評価するために、企業は、どの当事者が担保を支配しているか、取り決めの法的条件、担保の補充頻度、企業が借手が担保を継続的に補充すると見込んでいるかどうか、および担保の流動性について考慮しなければなりません。

Q 5-1: 担保維持の実務上の便法を適用するために、債権者は、借手が継続的に担保を

補充できることを裏付けることが要求されますか。

A 5-1: はい。ただし、債権者が要求されるのは、借手が継続的に担保を補充できるという合理的な期待を示すことだけです。債権者は、補充の可能性が高いことを証明したり、あるいは、発生する可能性がほとんどないシナリオを検討したりする必要はありません。

Q 5-2: 担保維持の実務上の便法を適用するために、借手は、どの程度の頻度で担保を補充しなければなりませんか。

A 5-2: 担保維持の実務上の便法に関するガイダンスでは、借手は担保を継続的に補充することが求められますが、「継続的に補充する」の定義は示されていません。PwCは、日次での補充を必要とする取決めは、実務上の便法の要件を満たすと考えています。しかし、担保を調整する頻度が少なければ少ないほど、担保が継続的に補充されていると主張することは困難になります。

Q 5-3: 担保が調整される前に「超え」なければならない「許容範囲」を規定している取り決めもあります。例えば、買戻契約（レポ取引）は、担保の公正価値が前受金の98%を下回るまで（または、前受金の102%を超えるまで）調整を規定していないことがあります。担保維持の実務上の便法を、許容範囲のある契約に適用することはできますか。

A 5-3: 状況に応じて異なります。契約条件が極めて狭い許容範囲および流動性の高い担保を定めており、金融資産を保証する担保の量が調整される状況では、実務上の便法を適用することができます。例えば、PwCの見解として、98%から102%の許容範囲を有する特定の買戻契約は、実務上の便法の適用要件を満たすと考えられます。PwCは、許容範囲がそれほど狭くない契約は、実務上の便法を適用できないであろうと考えています。

Q 5-4: 担保維持の実務上の便法を適用するためには、担保は流動性が必要ですか。

A 5-4: はい、担保は非常に流動性の高いものでなければならないとPwCは考えています。

Q 5-5: 企業は、担保維持の実務上の便法を用いる場合、どのように引当金を計算すべきですか。

A 5-5: 以下の表は、担保保全の実務上の便法を用いた引当金の計算方法を示したものです。

シナリオ	計算方法
報告日において、担保の公正価値が償却原価ベースに等しい、または償却原価ベースを上回る。	報告日における担保の公正価値は償却原価ベースに等しいか、またはそれを上回るため、借手が担保を継続的に補充できるという合理的な期待を債権者が示すことができる限りにおいて、貸倒引当金は0ドルとなります。 CECLモデルを適用する際に通常要求されている取扱いとは異なり、債権者は、報告日以降に担保価値が下落する可能性を考慮する必要はありません。実務上の便法の下で、債権者は、当報告期間における担保の公正価値のみを考慮することが認められています。その結果、信用損失は、最大でも、償却原価ベースと担保の現在の公正価値の差額までとなります。
報告日において、担保の公正価値は98ドル、償却原価ベースは100ドルである。	資産が担保維持の実務上の便法の要件（借手が担保を継続的に補充することができるという合理的な期待を債権者が有して

	<p>いることを示すことを含む)を満たすことを前提として、金融資産は、以下の2つの別個の構成要素として評価しなければなりません。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) ローンの無担保部分について、信用損失の最大額は2ドルです。企業は、引当金を決定するために、予想信用損失ガイダンスに基づいて信用損失を評価しなければなりません。貸倒引当金が2ドルで測定されるのは、債務不履行確率(PD)と債務不履行時損失率(LGD)の両方が100%である場合のみです(ただし、この場合、借手が担保を補充できるとの主張を裏付けることは困難である可能性があります)。 2) ローンの担保あり部分(98ドル)の引当金は0ドルです。
--	--

後発事象

ASC855「後発事象」には、以下の2つのタイプの後発事象があります。

1. 認識する後発事象、すなわち公表予定の財務諸表の計上金額を修正する必要があるもの。
2. 認識しない後発事象、すなわち開示の対象と考えられるもの

CECLは、信用損失の見積りを、発生損失モデルから将来予測的な見積りである予想損失モデルに変更しました。この結果、後発事象のガイダンスについて一定の明確化が行われました。

Q 6-1: 企業は、貸借対照表日後であるが財務諸表の発行(または発行可能となる)前に受領した信用損失の見積りに関連する情報をどのように考慮しなければなりませんか。

A 6-1: 貸借対照表日後で、財務諸表が発行(または発行可能となる)前に発生した信用損失の見積りに関連する事象または取引は、認識する、または認識しない後発事象のいずれの場合もあり得ます。これは、貸借対照表日後に受け取った情報の性質に依存します。CECL基準の結果、ASC855に一定の修正が加えられましたが、信用損失はASC855の後発事象のガイダンスの適用範囲から除外されませんでした。PwCの見解として、後発事象に関するガイダンスの改訂は、信用損失の会計処理が発生損失モデルから、将来事象の予測を必要とする予想損失モデルに変更されたことを反映するために行われたと考えています。

予測された事象の事後的な発生または不発生は、その可能性がすでに貸借対照表上の見積りにおいて適切に考慮されている場合、貸借対照表日に見積られた信用損失を変更する必要がない可能性があります。あらゆる予測と同様、予想信用損失の見積りには不正確さが含まれることになり、100%正確ではありません。

米国証券取引委員会(SEC)および公開会社会計監視委員会(PCAOB)の最新動向に関する2018年米国公認会計士協会(AICPA)全国会議において、SECスタッフは、CECLガイダンスに関連する、後発事象ガイダンスの適用に関する照会について解説しました。この照会には、貸借対照表日後であるが財務諸表が発行(または発行可能となる)前に情報を受け取った3つの例が含まれていました。いずれの場合も、受け取った情報は経営者

の予想と著しく異なっていました。

最初の事例は、SEC登録企業が、貸借対照表日後に受け取ったサービス（債権回収代行業者）報告書に、貸借対照表日前に発生した延滞および期限前返済が記載されていた例です。2つ目の事例は、SEC登録企業が、貸借対照表日時点のローン担保の公正価値を見積もった鑑定評価報告書を受け取った例でした。いずれの事例においても、SECスタッフは、SEC登録企業は予想信用損失の見積りにおいてその情報を考慮しなければならないと考えました。SECスタッフは、この結論における重要な考慮事項は、その情報がローン固有のものであること、および貸借対照表日時点に存在する事実に関連することであると述べました。

3番目の事例は、米国政府が公表した、貸借対照表日を含む期間の失業率の見積りに関連するものでした。SECスタッフは、SEC登録企業がそのような失業率を予想信用損失の見積りで考慮するにもしないにしても、いずれにも異議を唱えないと述べました。

SECスタッフは、予想信用損失の将来予測的な見積りに関連して、認識する後発事象または認識しない後発事象のいずれも存在するとの見解を示しました。また、SECスタッフは、貸借対照表日後であるが財務諸表の発行（または発行可能となる）前に受け取った情報の評価方法について、いくつかの原則を明確に示しました。

後発事象に関するガイダンスを適用するに当たって、企業はまず、受け取った情報が信用損失の見積プロセスの欠陥または不備を示しているかどうかを検討しなければなりません。欠陥または不備を示している場合、貸借対照表日後であるが財務諸表の発行（または発行可能となる）前に受け取った情報を、信用損失の見積りにおいて考慮しなければなりません。

- 貸借対照表日に存在した事実状況に関するローンに特有の情報は、企業の信用損失の見積りにおいて考慮しなければなりません（例えば、前述のサービス報告書および鑑定評価報告書）。これらは認識する後発事象とみなされ、企業は、情報を受け取った時点で当該情報を用いて信用損失の見積りを更新しなければなりません。
- 予想信用損失を算出する際に用いた予測的な仮定に関連する情報が、企業の見積プロセスの欠陥または不備を示していない場合、その取扱いは、情報をいつ受け取ったかによって異なります。企業が適切な信用損失見積プロセスの完了前に情報を受け取っている場合、企業は、その情報を見積りにおいて考慮する、または考慮しないことを選択することができます。しかし、企業が、適切な見積プロセスの完了後に情報を受け取った場合、企業は見積りにおいて当該情報を考慮すべきではありません（すなわち、それは認識しない後発事象です）。

最後に、SECのスタッフは、認識しない後発事象は開示が要求されていることを企業に再度強調しました。

企業は、予測的な仮定に関連して情報を受領した時点で見積プロセスを完了していない場合について、後発事象の処理に関する会計方針を策定すべきであり、この会計方針を首尾一貫して適用しなければならないとPwCは考えます。さらに、その情報が企業の見積プロセスにおける欠陥や不備を示す場合には、企業は、そのプロセスおよび内部統制を適切に強化しなければなりません。

Q 6-2: 借手が貸借対照表日後であるが財務諸表の発行（または発行可能となる）前に債務不履行に陥った場合、企業は、予想信用損失の見積りを修正する必要がありますか。

A 6-2: 状況に応じて異なります。多くの場合において、貸借対照表日後の借手の債務不履行は、貸借対照表日前の期間を含む一定の期間にわたって状況が積み上げられた結果です。企業は、借手の債務不履行が、貸借対照表日時点で存在している「既知のまたは知り得る」状況に関する追加的な証拠を示すかどうかを検討する必要があります。

予想信用損失の見積りは、当該事象が発生する可能性が高いことをすでに考慮していた可能性もあります。例えば、企業は、個別に評価されるローンの予想信用損失の見積を決定する際に、高い債務不履行確率を割り当てている可能性があります。この場合、実

際の債務不履行は、貸借対照表日時点で入手可能な情報に基づく将来予測的な見積りの中ですでに考慮された事象が確認されたということになります。もし、ローンが他の類似のローンと一緒にプールで集合的に評価されている場合、信用損失の見積りは、プールの中のローンの一部分が債務不履行となると想定していた可能性があり、したがって、その後の債務不履行は、プールの中のどのローンが債務不履行となったかを具体的に識別する事象となります。企業の見積りプロセスに予想信用損失の債務不履行の予測が含まれている場合には、貸借対照表上で見積もられていた信用損失を見直す必要はない可能性があります。

Q 6-1で説明したように、企業は、まず、受け取った情報が信用損失の見積プロセスにおける欠陥や不備を示しているかどうかを検討しなければなりません。欠陥や不備を示している場合、借手の債務不履行に関して貸借対照表日後に受け取った情報は、信用損失の見積りにおいて考慮しなければなりません。さらに、企業は、関連する内部統制の欠陥または不備にも対処しなければなりません。

Q 6-3: 貸借対照表日後であるが財務諸表の発行(または発行可能となる)前に、工場が焼失したために借手が債務不履行に陥った場合、企業は、予想信用損失の見積りを修正する必要がありますか。

A 6-3: 借手の債務不履行が、貸借対照表日後に発生した事象(例えば、工場の焼失)に明確かつ直接的に起因する場合、これは、貸借対照表日に存在する状況に関する追加的な証拠を提供しないため、認識しない後発事象とみなされます。企業は、年度末の信用損失の見積りを修正すべきではなく、認識しない後発事象について要求される開示を評価すべきです。

オフ・バランスの信用エクスポージャー

CECLは、未融資リボルビング信用枠、引き受けた財務保証(デリバティブとして会計処理されない場合)、およびその他の未融資ローン・コミットメントなど、保険契約として会計処理されないオフ・バランスの信用エクスポージャーに適用されます。オフ・バランスのエクスポージャーは、多くの場合、一定条件の下で信用供与を行う法的拘束力のある契約であるため、企業は信用損失に晒される可能性があります。

発行企業がこれらの義務を無条件に契約解除できる場合を除き、企業は、信用リスクに晒されている契約期間にわたり、オフ・バランスの信用エクスポージャーについて予想信用損失の負債を見積らなければなりません。信用損失の見積りには、これらの契約により融資が実行される可能性の決定、および、融資が実行された場合の予想信用損失モデルに基づく関連する見積りを考慮しなければなりません。

オフ・バランスの信用エクスポージャーに係る予想信用損失は、貸借対照表に負債として計上し、その見積りの変更は、各報告期間の純損益計算書において信用損失費用として報告します。

Q 7-1: 企業は、オフ・バランスの信用エクスポージャーについて、集合(プール)ベースで、予想信用損失負債を測定しなければなりませんか。

A 7-1: はい、金融資産と同様、オフ・バランスの信用エクスポージャーに類似のリスク特性が存在する場合、予想信用損失の見積りは、集合(プール)ベースで測定しなければなりません。オフ・バランスのエクスポージャーが他のエクスポージャーと共通するリスク特性を有しない場合には、予想信用損失は、その種類のコミットメントについて入手可能な情報を用いて個別ベースで測定しなければなりません。

Q 7-2: 企業は、融資が実行された場合、未融資コミットメントに係る予想信用損失負債を貸倒引当金(評価引当金)に振り替えることができますか。

A 7-2: はい、できます。未融資のローン・コミットメントについて、信用損失基準は、CECLの信用損失の見積りを認識することを要求しています。これは、貸借対照表に負債として

認識しなければなりません。ローン・コミットメントが実行された場合、報告企業は、他の認識されている金融資産と同様にCECLガイダンスを適用しなければなりません。

未融資のコミットメントが実行された場合、コミットメントに係る予想信用損失負債は実行された融資に係る貸倒引当金に振り替えられます。企業はまた、引当金の金額が適切かどうかを再評価しなければなりません。未融資のコミットメントについての予想信用損失の当初見積りは、コミットメントが実行されない確率を考慮に入れていたはずだからです。これと同じ考えは、実行された融資の予想信用損失の見積りの決定においては適切ではないため、見積りの変更が生じる可能性があります。

© 2019 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.